

講演録：国際的な教育の質の保証の動向
—INQAAHE の活動を中心に—

The International Network of Quality Assurance Bodies on Higher Education (INQAAHE)

リチャード・ルイス

訳：齊藤 貴浩

Richard LEWIS

Translated by SAITO Takahiro

講演録：国際的な教育の質の保証の動向 —INQAAHE の活動を中心に—

リチャード・ルイス*

訳：齊藤 貴浩**

本日はお招きいただきありがとうございます。日本を訪れることができ大変嬉しく思っています。教育に高い価値がおかれているこの国、人々が親切で、効率的で、物事がうまく実行されていると思われるこの国にやってくる事ができたことはとても光栄です。まあ、コンピュータがかわれることくらいはあるでしょうが、今日はそのようなことがないことを望みます。

本日、私は、高等教育品質保証機関国際ネットワーク (International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education: INQAAHE) についてお話します。質の保証をめぐる世界全体がどのように動いているのか、私たちは何に直面しているのかという背景の中で、INQAAHE を捉えてみたいと思っています。

さて、私の経歴について、身に余るようなご紹介をいただきましたが、そのうちの1つか2つをご説明することから私の講演を始めましょう。イギリスの全国学位授与審議会 (Council for National Academic Awards: CNAА) の副会長に就任する前は、会計学の教授でした。それが私の専門分野です。それから、現在ミドルセックス大学となっている大学の財務担当副学長になりました。このように財務畑を歩んでから、8年間、CNAА で働きました。CNAА は今はもう存在していませんが、学位を授与し、高等教育の質の保証と評価を行う国の機関でした。この機関は非常にうまく機能しました。実のところ、あまりにもうまく機能したために必要なくなったのです。1992年まで高等教育の中でポリテクニク部門は大学部門より大きかったのですが、非常に成功していたため、大学の地位が与えられ、それぞれの

学位を授与する権利が与えられました。それは、CNAА の役割がなくなったということの意味でした。そこで、いろいろな意味で残念でしたが、私たち CNAА は解散しました。

幸いなことに、私はオープン・ユニバーシティに職を得ることができました。この大学は、遠隔教育という新しい世界について私に見識を与えてくれました。オープン・ユニバーシティとは世界中の20万の学生が学ぶイギリス最大の大学だとお伝えしておいたほうがいいでしょう。博士課程で学ぶ一握りのフルタイムの学生を除いて、学生は遠隔教育で学んでいます。少々尊大かもしれませんが、私たちはそれを“The Open University”と呼んでいるのです。フットボール (サッカー) の世界にちょっと似ていますね。フットボールはイギリスのもの、ビクトリア朝時代にできたものです。アメリカがビクトリア朝の役割を引き継ぐ傾向はありますけれども、現在、フットボールは世界的な人気を集めています。オープン・ユニバーシティもそんな感じ (イギリスに起源を持ち、世界的な広がりを見せている教育の形態 (訳者注)) です。私はその設立に責任があったわけではありませんから言ってもいいと思いますが、オープン・ユニバーシティはおそらく世界で最も成功している遠隔教育の組織・大学です。

私は6年間、この大学で、学生の活動、教育の評価、学生に提供されるサービスに責任を負う Pro-vice Chancellor (PVC) を務めました。PVC というのは基本的に副学長と同じです。その職務の終わり頃、失敗した冒険的な事業にかかりました。アメリカにオープン・ユニバーシティを設立しようとしたのですが、うまくいかなか

* オープン・ユニバーシティ 高等教育研究・情報センター (Centre for Higher Education Research and Information, Open University) 共同センター長、高等教育品質保証機関国際ネットワーク (International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education: INQAAHE) 理事 (現会長)

** 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価研究部 助教授

たのです。資金がなくなったというか、それ以上資金を注ぎ込むのをやめたので、閉鎖されてしまいました。現在、私は、オープン・ユニバーシティの中の独立した組織である高等教育研究情報センター (Center for Higher Education Research and Information: CHERI) に所属しています。この組織は、高等教育の様々な面についての研究や、コンサルティング、会議などを行う組織であり、出版物も出しています。

INQAAHE との関わりについて申しますと、私は最初の会合に出席していました。それ以来、理事会のメンバーです。現在は会計責任者で、会長の唯一の候補者のようです。ですから、規約にメンバーの投票権が設けられ、誰か他の人が選任されない限り、4月には会長になる見込みです。

さて、高等教育品質保証機関国際ネットワークについて話を進めましょう。INQAAHE、あるいは単に“The Network”と呼ばれることもあるこの組織は、1991年に設立されました。香港で、香港学位認定審議会 (Hong Kong Council for Academic Accreditation: HKCAA) が中心になって発足しました。まず、機能についてお話ししましょう。最初は、それはごく非公式のものでした。質の保証を行う機関に関わる人々の会議があり、そうした人々が集まる機会を持つことは有益だと考えられたのです。1991年に私たちが香港で行った主な決定は、このネットワークを作るということ、ならびに2年後にまた会合を開くということでした。そして、会合を開く以外にはほとんど何もありませんでした。

しかし、その後だんだんと公式なものとなり、現在では成文化された規約を持つに至っています。この規約によると、私たちの役割は「高等教育の質の評価、改善、維持に関し、進展する最新の理論と実践の情報を収集し、それを普及させること」となっています。それが主な目的であり、その目的を達成するために、情報の共有やその他各種の活動を行っています。そうした活動は、優良実践例 (good practice) を奨励し、高等教育の質のマネジメントの実践に関する研究を促進し、新設の質保証機関を支援するための助言と専門知識を提供し、国境を越えて活動する質保証機関の間の連携を促進し、国境を越えて活動する高等教育機関の質保証の基準 (standard) を決定する上で加

盟団体を支援し、十分な情報に基づく国際的な資格認定を可能にし、発展を支援し、国内及び国内における学生の移動を促す単位互換制度を利用し、加盟団体が疑わしい適格認定の方法や適格認定団体に注意できるようにすることを目指しています。こうしたことが規約に盛り込まれているわけです。かなり長いリストですね。

簡単にまとめると、INQAAHE が自らに課している役割は主に3つあります。第1に、質の保証または適格認定の方法を改善すること、第2に新しい質保証機関の設立を手助けすること、第3に、これは多くのテーマに関わることですが、教育の移動性、あるいは学生の移動性を手助けすることだといえます。

これまで、質の保証と適格認定 (accreditation) をいっしょくたに述べてきました。私たちは、質の保証と適格認定に違いがあるのかという議論をしてきましたが、この問題は英語を母国語とする人々の間でさえ、用語についてほとんど合意できない分野であることを指摘しておきたいと思います。皆さんがこれまでに出てきた語句で少々混乱したとしても、それは皆さんの英語力のせいではなく、実際に、混乱があるのです。アメリカ高等教育適格認定評議会 (Council for Higher Education Accreditation: CHEA) などはウェブサイトを使って、そこに用語の定義が試みられています。他にもいくつかそうした試みをしている機関があります。

私の現状の定義は、適格認定は決定のプロセスだということです。認定するかしないかという決定の直接的な結果があります。国によって違いますが、認定されないと、その高等教育機関が学位を授与する権利、または予算を受け取る権利を失うこととなります。一方、質の保証というのは、適格認定を含むもともとずっと一般的な語です。とても便利な言葉ですね。私の話の大部分では、質の保証と適格認定を区別していません。決定やその決定からの直接的な結果はなくても、結局は結果が生じるからです。

たとえば、イギリスの質保証エージェンシー (Quality Assurance Agency: QAA) は、適格認定の役割を持っていません。高等教育機関を訪れ、報告書を作成します。しかし、その報告書が非常に否定的なものだと、それが適格認定組織で

あるかのように、いろいろな結果が生じます。したがって、私は両者の違いをあまり気にかけることはないと思います。考えなければならないのは、それぞれの国において質保証機関がどのような役割を持ち、どのように位置づけられているか、その機関が報告書を発行するかどうかです。このあたりについては後に少々述べるとして、INQAAHEの話に戻しましょう。

INQAAHEの主な活動は次のようなものです。私たちは非常に優れたウェブサイトを持っています。そこには加盟団体の一覧、加盟団体のデータベース、その他の有益な情報が含まれています。まだご覧になっていない方には自信をもってお勧めしますので、<http://www.inqaah.nl>をご覧ください。ニュースレターも発行しています。現在ではもちろん電子的に作成しています。査読が行われる雑誌『Quality in Higher Education』も発行しています。それから2年ごとに加盟団体が集まる総会を開き、そのあとにはワークショップを催しています。総会が開かれぬ年には2～3日のワークショップ会議を開きます。その焦点は質の保証のテクニカルな問題です。年次総会には、研究者、質の保証に関わっている方、一般的な関心をお持ちの方など相当多数の方々に参加しますが、ワークショップは、実際にその仕事をしている専門家向けに企画されています。ちょっと性格が違うんですね。今年の総会は、アイルランドのダブリンで開かれる予定です。来年のワークショップがどこで開かれるかはこれから決定されることになっています。

INQAAHEには3種類の会員資格があります。正規会員（Full member）は実際に質の保証または適格認定を行っている機関に限定されています。準会員（Associate member）は、高等教育の質の保証に関心のある大学、研究センターなどです。さらに最近、賛助会員（Affiliate member）という資格が設けられました。これは基本的に、ニュースレターや雑誌、その他の私たちが提供するサービスを利用したいと望む個人です。しかし、本質的には、私たちは個人のための会員組織ではなく、機関が集まる組織です。

先ほど申し上げましたように、私の専門は会計学ですから、このネットワークの資源についてもお伝えしておくことにしましょう。年会費は高い

ものではなく、現在、年間200ドルです。有給の職員はいません。すべてはボランティアによって行われていますが、発展途上国の機関の人々がワークショップに出席するのを支援するために、加盟団体やユネスコからいくらか援助を受けています。途上国の出席者の飛行機代と食費を補助しているのです。ユネスコは気前よく支援してくれています。

どのような組織かということについて述べる前に一言申しておきますと、年会費がかなり低いというのは、なるべく多くの機関を取り込んでいくという元々の決定によるものです。私たちは、高い年会費を払えない途上国の保証機関の問題に大いに関心を寄せていました。支出を抑えるために、私たちは専任の職員を雇う予算を設けてきませんでした。しかし、この方針を転換することに決め、これからは事務局の費用のために拠出することになりました。フルタイムの職員が雇えるほどの金額ではありませんが、多少は有給の職員がサポートできるようになると思います。これによってINQAAHEはもっと対応力のある効率的な組織になるはずです。けれども、現在のところは、ボランティアが支えているアマチュア組織です。

INQAAHEに関連させながら質保証機関の歴史とその発展について述べておくのが有意義かと思います。加盟団体のデータベースを見て、1991年にINQAAHEが設立される前に質保証機関がいくつあったのか調べてみました。ここではアメリカを除きます。アメリカについてはあとでお話ししますが、古くから多数の質保証機関があります。ここにあげたのは、アメリカ以外で1991年以前に存在していた質保証機関のリストです。

- 香港学位認定審議会（HKCAA）
- チェコの適格認定審議会（Czech Accreditation Council）
（設立年は1998年となっておりますが、正確を期すために入れてあります。）
- アイルランド国家教育学位審議会（National Council for Educational Awards in Ireland）

（現在、高等教育技術・学位審議会（Higher Education and Training Awards Council: HETAC）となっており、来るダブリンでのINQAAHE総会のホストを務めてくれるこ

表1 INQAAHE に加盟している設立年別自立型質保証機関の増加数 (1991年以降)

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
増加した機関数	2	3	3	4	1	8	3	2	5	3	2

とになっています。)

- ジャマイカ大学審議会 (The University Council of Jamaica: UCJ)
- 日本の大学基準協会 (Japanese Universities Accrediting Association: JUAA)
- メキシコの国家高等教育評価審議会 (Comisión Nacional para la Evaluación de la Educación Superior: CONAEVA)
- フィリピンの適格認定協会 (Philippine Accrediting Association of Schools, Colleges and Universities: PAASCU)
- フランスの国家評価審議会 (Comité national d'évaluation: CNE)
- オランダの大学協会 (Association of Universities in the Netherlands: VSNU)
(大学のための組織 (現在は, Quality Assurance Netherlands Universities: QANU に移行 (※訳者注))
- オランダのカレッジ協会 (Netherlands Association of Universities of Professional Education: HBO-Raad)
(大学以外の高等教育機関である Hochschule の質の保証に責任を負う組織)
- イギリスの全国学位授与審議会 (CNAА)
(ポリテクニクのための組織)
- イギリスの学術検査部 (Academic Audit Unit)

(大学のための組織で, 現在はだいたい質保証エージェンシー (QAA) に置き換えられています。)

これらの組織のほとんどが80年代後半にできたというのは興味深いところです。CNAА が最も古く1965年に設立されましたが, 1991年当時, ほとんどの機関が生まれてからまだ日が浅く, 中には活動を開始したばかりというところもありました。アメリカを除くと, かなり新しい動きなのです。

続いて私は, それらの組織の発展を調べ, 新しい機関が作られた年を分析してみました。INQAAHE に加盟している全組織を分析したわ

けではなく, 独立した自立型の機関が出現した年の分析です。国によっては教育省が質保証機関として機能しており, そうした場合にはいつから質の保証の責任を持つようになったのか定かではないためです。(表1 参照)

91年に2つ, 92年に3つと, 90年代に着実に増えていったのがおわかりいただけると思います。1996年は重要な年で, 新しい組織が8つも誕生しました。そして, 質保証機関の数は今も増加を続けています。つまり, アメリカを除くと, 1991年には何らかの形の質保証機関を持っている国は10ヶ国であり, その多くはまだできたばかりで, INQAAHE の正規会員はわずか12団体だったのに対し, 2003年には質保証機関を持つ国が58ヶ国, INQAAHE の正規会員が73団体に膨らんだのです(表2)。ここ10年あまりの拡大は相当にドラマチックだといっているでしょう。アメリカを含むと, 表2のリストに, アメリカの正規会員が18団体, 準会員が8団体加わります。

表2 質保証機関の増加数のまとめ (アメリカを除く)

	国の数	正会員の数
1991	10	12
2003	58	73

こうした機関の業務を調べてみますと, 私が「共通の特徴」とよぶものがあります。まず, どの機関も法律上の枠組みを持っています。どのような枠組みかは国によっていろいろですが, みなその国の規則, 規制の中に位置づけられ, それぞれの機関の規則とガイドラインを持っています。それから, 質保証機関に特有の特徴として, ほとんどすべてが自己評価, 何らかの形のピアレビュー, そして通常は訪問調査かそれに代わることを行うという原則に従っているということです。それはほとんどすべての機関に共通しています。一部の機関は相当に異なることを試みましたが, 一般的な手順に戻したか, 何とか持ちこたえているという状況です。この特徴は世界中, そしてす

すべての文化に共通しています。

次に質保証機関ごとの違いを見ていきましょう。私たちは1～2年前、質問票を作成してINQAAHEに加盟する各機関の分析を行い、60団体から回答を得ました。その内訳はヨーロッパが40%、アジアが17%、アメリカとカナダが16%、ラテンアメリカとカリブ海諸国が10%、オーストラリアとニュージーランドが10%、アフリカが6%です。アフリカの団体は団体で、そのほとんどは南アフリカです。つまり、質の保証があまり行われていない地域があり、それはおそらくどこよりもそれを必要としている地域だといえると思います。

まず、所管の違いがあります(表3)。政府の所管は回答を得た機関の26%です。29%は名目上は独立していますが、実際は政府に命じられて作られています。政府が「質の保証機関が必要だ。もし設立しないならばどうなるかわかってるだろうね、視学官を送るよ」というようなことを言うわけです。そこで、大学は急いで、自分たちの質保証機関を作りました。それが29%です。これがおそらく最も多い設立理由なのでしょう。21%は高等教育機関の所管にあり、政府のイニシアチブで設立されたものではありません。少なくともそう答えています。12%が混合型です。また、教育課程に関連のある専門団体に所有されている機関もあります。このように、世界を見渡すと所管の状況はかなりばらばらです。しかし、政府の所管26%と政府のイニシアチブで作られた29%を足すと、ばらつきは小さくなり、世界中の政府が質の保証に大きな関心を寄せているといえるでしょう。1991年には存在しなかった質の保証の仕組みを、各国の政府が何らかの形で取り入れているわけです。これは13年間の大きな変化です。

表3 質保証機関の所管

所管	割合
政府	26%
独立・政府主導	29%
高等教育機関	21%
上記の混合型	12%
専門団体	12%

活動の範囲が高等教育機関のレビュー (Institutional) か教育課程のレビュー (Programme)

かという点に進みましょう。高等教育機関のレビューを行っているのが17%、教育課程のレビューを行っているのが37%、両方を行っているのが46%です(表4)。

表4 質保証の対象

対象	割合
機関	17%
プログラム	37%
両方	46%

このように、ほとんどの機関は教育課程のレビューを行っているか両方を行っており、教育課程ではなく高等教育機関の監査を行っているのは少数です。質の保証と質の評価のどちらに重点がおかれているのかという点について、高等教育機関のレベルで行われている場合には、専門的な用語では「質の監査 (quality audit) とよばれ、大学の質を直接保証することよりも「その大学がどの程度、自身の質を保証しているか」を調べるのが評価の仕事になります。反対に、大学の業績の質を実際に保証するのが仕事である場合もあります。これは一般に「教育課程評価 (program evaluation)」とよばれます。たとえば、物理学の教育課程を実際に調べて、その有効性を判断するのです。その両方である場合もあります。

また、適格認定 (Accreditation) か評価 (Assessment) かという違いもあります。結果が直接的な影響を及ぼす適格認定なのか、それとも直接的な影響を及ぼさない質の保証なのかという違いです。適格認定は高等教育機関と教育課程の両方のレベルで多く行われています(表5)。

表5 評価か適格認定か

質保証の対象	方法	割合
機関	適格認定	65%
	評価	35%
プログラム	適格認定	59%
	評価	41%

もう1つの大きな違いは、報告書が公表されるかどうかという点です。この点は、文化によって大きな差異があります(表6)。41%が報告書を公表し、広く閲覧できるようにしていると答えま

した。公表はするが、広く閲覧できるようにしてはいないと答えたのが24%、非公開が35%でした。報告書を公表しないのです。それは質保証機関と大学の関係によります。明らかに、アメリカがこの35%の多くの部分を占めています。アメリカでは報告書を公表しないのがふつうです。公表する根拠は、最終的な受益者である国民に対して公開すべきであるということ、公表しない根拠は、高等教育機関に対して言った事柄が公開されなければ率直になれるということなのです。

表6 結果の公表

結果の公表	割合
広く公表	41%
公表するが、広く配布せず	24%
非公開	35%

ここまで、質保証機関の発展の歴史、その活動のあり方、それぞれの機関の違いを説明してきました。次に、INQAAHEが直面している問題についてお話ししましょう。

まず、地域主義 (Regionalism) の問題があります。地域主義という言葉は、国の中で起こっていることを指すのに使われることもあれば、東南アジア、ヨーロッパといった広域的な地域を表すのに使われることもあります。ここでは、世界的に地域レベルでの動きが出ているという意味で使っています。この地域主義は学生の国際的な移動と資格の認識に影響を及ぼしています。

そして、遠隔教育にしてもホスト国のキャンパスで提供される教育にしても、国境を越えた教育 (Transnational education, distance and on campus) の問題があるのは明白です。言うまでもなく、これはここ10年から20年の間で大いに進展した動きであり、質の保証の世界に課題を突きつけています。

また、ディグリー・ミル、アクレディテーション・ミル (Degree/accreditation mills; 学位/適格認定製造所) といわれる問題があります。これは少ない努力と大きなお金で、学位、あるいは学位と称する紙切れを渡す教育機関のことです。ディグリー・ミルだけではなく、現在アメリカでは、疑わしい紙切れを渡す高等教育機関を疑わしいプロセスで適格認定するアクレディテーション・ミ

ルが増えているようですが、これは世界のあちこちで大きな問題になっています。国際的な質の保証機関にとって、これに対して何らかの対策を取ることが必要であると思われます。

それから、全般的な問題点があります。INQAAHEが対処しなければならない問題ですが、私は「包括的になるか、排他的になるか (inclusive or exclusive)」という言葉を使っています。1991年にINQAAHEが設立されたとき、会員となる可能性のある機関は12しかありませんでした。ですから選択の余地はほとんどなく、私たちはごく小さな組織になるか、なるべく多くの機関を取り込むかしかありませんでした。当初、私たちは、発展途上にある質保証機関の問題に関心を寄せており、なるべく多くの機関を取り込んでいきたいと考えていました。現在では、これまでに述べてきたような要素——特に国境を越えた教育と世界政治の変化——のために、学位の質の保証に真剣に取り組む機関、主要な質保証機関の討論の場が必要になっています。ところが、INQAAHEは多くの人々を取り込んでいこうとしているためにそうした話し合いの場を提供できていないという不満が出ています。これが、今私たちが直面している問題です。

さて、地域主義の問題について少々お話ししましょう。最初にアメリカです。ここではアメリカを1つの国ではなく、1つの地域と捉えます。アメリカにオープン・ユニバーシティを設立しようとしたときの私の経験から、アメリカは、高等教育の面からいうと1つの国ではなく、50の国だということがわかったからです。各州に独自性があり、独自のものとして扱われる必要があります。質の保証の面でいうと、6つの地域があり、8つの適格認定団体があります。地域の数と団体の数が合わないのは、ニューイングランド地域と西部地域にそれぞれ大学を扱う機関とコミュニティカレッジを扱う機関があるからです。残りの4つの地域では、大学とコミュニティカレッジを扱う機関が同じです。ですから、6つの地域に8つの適格認定団体があるわけです。前述のアメリカ高等教育適格認定評議会は、適格認定団体の会員組織ではなく、アメリカの大学とカレッジの会員組織です。この評議会は3,500ほどの会員を有し、適格認定団体のコーディネイトもしています。

アメリカは現在、国際的な問題にどう対処するか非常に頭を悩ませています。「国外には出て行かない」という適格認定団体がある一方で、適格認定団体の一部は、国際的な質の保証に関して大変積極的であり、アメリカ国外にあるアメリカの高等教育機関についても質の保証をしようとしています。それどころか、アメリカの基準で判断されることを望むアメリカ国外の外国教育機関についても質の保証をしようと考えています。このように国際化への対応をめぐる適格認定団体の間で大きな違いがあり、目下議論されている重大なポイントとなっています。

国際的な問題を扱うために、アメリカ全国をカバーする (pan-USA) 1つの機関を設立するという提案もありますが、国際的なことごとに対処するという理由以外ではこれは受け入れられないでしょうし、受け入れられても、その論理的な帰結は1つの適格認定機関が国内の高等教育全体をカバーすることになり、それは既存の8つの委員会にとって政治的に受け入れられないと思います。

ヨーロッパはどうでしょうか。後にボローニャ・プロセスについてお話しするときに、もっと詳しく説明する予定ですが (ルイス氏の別稿参照 (※訳者注)), ここでは、欧州品質保証機関ネットワーク (European Network of Quality Assurance Agencies: ENQA) という組織が確立されていることをお伝えしておきましょう。これは INQAAHE の下位組織ではありませんし、INQAAHE の地域ネットワークでもありません。なぜなら、ヨーロッパは会員を限定すると決定したからです。ENQA は、定評のある確立された質保証機関だけを会員として受け入れています。ですから、ある意味で、世界に存在する質保証機関の中できわめて専門的な集団だといえるでしょう。当然ながら会員は INQAAHE と重複していますが、INQAAHE とは異なる理念で運営されています。

次にアジアですが、アジアでは現在、質保証機関のネットワークが発展しているところです。これについては皆さんのほうが私よりよくご存知ですね (2003年1月に香港において、アジア太平洋品質ネットワーク (Asia-Pacific Quality Network: APQN) が INQAAHE のサブネットワークとして設立され、現在活動を行っている。

日本からは大学評価・学位授与機構、大学基準協会が参加 (※訳者注))。

ラテンアメリカは、各国間の協力が増大しているもう1つの地域です。ことにラテンアメリカは、共通の言語で各国が結びついています。しかし、言語だけではなく、目下、ラテンアメリカ地域全体としての質の保証の運営方法と手順が作られています。これはこの地域の重要な問題の1つになっています。

限定性の問題に話を進めましょう。世界品質ラベル、GQL という言葉がありますが、これは Global Quality Label の略で、世界品質登録 (World Quality Register) とも言われます。さきほど私たちがなるべく多くの機関を取り込む集団であるべきか否か、あるいはそれぞれの質の保証機関が効果的なすぐれた仕事をしている本物の機関なのかそれとも少々疑わしいものかを判断する方法があるのかという問題を取り上げましたが、この限定性の問題に関わっています。GQL を最初に提案したのは、大学学長国際協会 (International Association of University Presidents: IAUP) です。これは、世界中のおよそ600人の大学学長が参加する組織です (加盟者数はあいまいですが)。アメリカ中心の組織ではまったくありません。ともかく、この組織が2001年に、この組織と INQAAHE とユネスコによる一種の協会を作ろうと提案しました。後にユネスコは手を引きました。このグループは2つのことを行おうとしています。質保証機関の判定をする一連の国際的な基準を作ること、そして、それらの機関がグローバル・クオリティ・ラベルを与えられる、またはワールド・クオリティ・レジスターに登録されるのにふさわしいかどうかを判定しようというのです。この提案はかなりの議論を引き起こしています。

この提案の主な目的は、学生がよりよく移動できるようにしようということだと私は思います。承認されたりリストに載っている質保証機関から保証された高等教育機関、大学からならば、自信をもって学生を集めることができるようになるからです。たとえば、モルドバ (Moldavia) に質保証機関というものが存在するとして、それが国際的な基準に従って認定されているかどうかかわれば役に立つでしょう。もう1つの目的は、私が想

像するに、たとえばモルドバの質保証機関に、国際的な認定を得るために自身の業務を改善するインセンティブを与えるということです。INQAAHEの大物の1人にデイヴィッド・ウッドハウス (David Woodhouse) という人がいます。ニュージーランドの質保証機関の長でしたが、現在はオーストラリアに移り、そこで質保証機関の長を務めています。オーストラリアとニュージーランドの対抗意識についてご存知かどうかわかりませんが、オーストラリア人がこの仕事のためにニュージーランドから人を受け入れたというのは、デイヴィッド・ウッドハウスがこの分野で非常に高い地位にあることを示しています。それはともかくとして、デイヴィッドは、専門性を高めること (Professionalization) を強く推進しています。そして、彼は、INQAAHEは質保証機関の専門性を高めることに力を注ぐべきだと考えています。この考え方がGQLの背後にあるのです。

一方、非常にゆっくりですが、私たちは優良実践例 (Good practice) の原則を作成しています。資源がないために物事を迅速に進められないというのはINQAAHEが直面している問題の1つなのです。この活動は2000年のブダペスト技術会議で委託され、最近ようやくINQAAHEのウェブサイトが登場しました。仕事の進捗の遅さは残念でして、私たちは仕事にいかにかかるといことを学びましたが、ともかく会議での議論に先だってウェブサイトに掲載されました。私たちがどのような優良実践例の原則を作成するかによりますが、それに合わせてGQLの提案が和らげられたり、変更、修正されることになるかもしれません。

優良実践例の原則の要点をまとめましょう。括弧書きは要約の見出しのようなものです。まず「ミッション (Mission)」が明示されていることです。自分たちのミッション、何のための組織かということが明確に述べられているべきです。

続いて、「資源 (Resources)」が (人的にも財務的にも) 十分に信頼できるものでなければなりません。経済的で効率的であることも求められます。

それから「意思決定 (Decision making)」です。鍵となるのは、さきほど述べた従来のモデルにも見られるように、評価は高等教育機関の自己

分析に関連づけられるべきだということです。言葉を変えれば、自己評価が質の保証の優良実践例の原則、基盤と見なされるべきだといえます。そして、意思決定は独立していて、偏りがなく、厳格で、徹底し、公正で、一貫していなければなりません。こういう特性は自明ですね。「独立してなくて、偏りがあって、厳格ではない組織を望みますか」と聞くことはありませんから。

規則は透明でなければなりません。したがって、「文書化 (Documentation)」がなされていなければなりません。文章が明確で、公開されて利用可能であるべきですし、また、機関から要求されることは明確にしなければなりません。

「外部の委員会 (External committees)」を用いるときには、適切なメンバー構成とし、そのメンバーに対して的確な説明がなされなければならず、利害の衝突があってははいけません。これは一部の国で非常に重要だと思います。

議論をよぶかもしれないのは、質保証機関は国民に情報を伝え、国民に対応しなければならないということ、「公開性 (Public face)」です。ここには「決定を公開すべきか否か」という問題があります。これは必ずしも報告書を公表することを意味するわけではありません。私たちはアメリカの人々と話し合いました。世界の多くの国は、報告書を公表することが重要だと考えていますが、アメリカ人はそう考えていません。そこで、この優良実践例の原則は、自分たちの決定を報告すべきだということにとどまっています。必ずしも決定の理由は公表しなくてもよいというわけです。ここに論争の可能性が残されていると思います。

優良実践例の原則を続けましょう。「不服申し立てのシステム (System of appeal)」が必要です。質保証機関は、その決定に対する不服申し立ての手段を設けなければなりません。

次は「協力 (Collaboration)」です。質保証機関は互いに協力しなければなりません。この協力の問題については後でまたお話しします。これもやや美辞麗句に終わりそうな表現だからです。

その次はかなり重要でしょう。とても新しい提案です。高等教育機関の活動の質保証をする機関は、それぞれの規則に従い、5年ごとや6年ごとといった一定の周期で自分たちの質の保証を行うということです。「質保証機関の質保証 (QA of

agency)」です。それでは、誰が質保証機関の質を保証するのでしょうか。自分たちの業務について外部の質の保証を受けている質保証機関は世界中にほとんどありません。これがこの原則の重要な部分だと思います。この優良実践例の原則を満たしているというためには、質保証機関自身が、自分たちの業務や手順について体系的な外部評価を受けなければならないと提案されているのです。

最後に、「質保証機関と高等教育機関の関係 (Relationship between agency and HEIs)」についてです。ここでも、これは一般的なモデルというよりも、宣伝され支持されている特定のモデルだと主張する方もおられるでしょう。質保証機関は、高等教育の質に主たる責任を負うのは保証機関ではなく高等教育機関であるということを認識する必要があります。高等教育機関の自治と誠実さを尊重し、他の利害関係者、すなわち政府や高等教育機関自身との話し合いで作られた基準のみを適用すべきであり、質の改善とアカウンタビリティに貢献することを目的とすべきです。ここにはいくつかのことが含まれています。「話し合いで作られた基準のみを適用する」というのは、一定のモデル、すなわち外から押し付けられるものではない質保証のモデルです。

「質の改善とアカウンタビリティに貢献することを目的とする」というのは興味深い点です。認定のスタンプをもらえるかどうかの問題である適格認定プロセスが実行される場合、高等教育機関と質保証機関の関係は、対等な協力者同士ではなく、検査者と被検査者になるという主張が聞かれます。そうすると、高等教育機関は質保証機関に問題点を告げなくなるでしょうし、質保証機関に問題点の改善の手助けをさせてくれなくなるでしょう。高等教育機関は「私たちは完璧です。改善の必要はありません」と言うことでしょう。そういう意見が出されているわけです。ですから、現実的には、質の改善とアカウンタビリティを結びつけるのは難しいのです。

私はこれを宣言されたステートメントとしてここで話しているわけではありません。こうした見解があり、それが前進してきていると言っているだけです。改善とアカウンタビリティの関係が難しいのは確かです。しかし、INQAAHEの私の同僚たちは、その両方を行うのを原則とすべ

きではないかと考えています。

これがINQAAHEの現状です。最後に、INQAAHEが直面している問題について話しておきましょう。私はできるだけ多くの組織を取り込むべきか、限定的であるべきかについてだいぶ述べてきました。私たちは会員をもっと限定するべきでしょうか。会員を限定しないにしても、主要な会員、すなわち質の保証を実行している機関にとってもっと役に立つ組織になる方法はないかと模索しています。私は、INQAAHEが当初の目的を見失いかけているように思います。たとえば優良実践例の原則の原案を作成するのに2年もかかったことにそれは現れています。私は先月、アリゾナ州フェニックスで開かれた高等教育適格認定評議会の国際委員会の会合に出席しました。それは1年に1回、国際的な機関の代表が集まる会合なのですが、出席した人々は口々に、世界各国で同じ役割を担っている組織と原則や方針について話し合う場が必要だといいました。そのようなフォーラムを提供してほしいという要望があるのは確かなのです。

次の問題、これはさきほども述べたグローバル・クオリティ・レジスターの考え方に関連します。グローバル・クオリティ・ラベル、あるいはワールド・クオリティ・レジスターとよばれることもあります。INQAAHEは、「おたくは十分によく発展した機関です。おたくは優良実践例の原則を満たしています」というように会員の格付けをすべきでしょうか。「本当の正規会員はそれを確立している機関です」というべきなのでしょうか。この点は今後1～2年、議論が必要でしょう。先ほども述べたように、INQAAHEは、高等教育の質の保証の問題全般を話し合う場であるよりも、専門家にとって役に立つ組織、質保証機関の専門性と能力を高めることに直接的に力を注ぐ組織であるべきかどうかということです。これが私たちが議論していかなければならない点です。

雑談の中でも、専門的で目的のはっきりした強力な組織の必要性を主張する声が聞かれます。INQAAHEはそのニーズを満たすべきでしょうか。それを満たすべきだとするならば、どのようにすればいいのでしょうか。

今日、私は、INQAAHEについて紹介いたしました。この組織がどのように生まれ、成長して

きたのか、世界の質保証機関がいかに増加してきたのか、それらの活動の方法、そして私たちが直面している問題——ダブリンでの会議で討議される問題についてお伝えしました。

ご清聴ありがとうございました。質問とディスカッションを楽しみにしています。

(講演日 平成15年2月21日)